招集ご通知

東京都千代田区外神田二丁目16番2号 日本ライトン株式会社 代表取締役社長 又川 鉄男

第34期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第34期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますよう ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成31年3月27日(水曜日)午後6時までに到着するようご返送いただき、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- **1. 日 時** 平成31年3月28日(木曜日)午前10時
- 2. 場 東京都千代田区九段北四丁目 2 番 25号 アルカディア市ヶ谷(私学会館) 6 階 霧島の間 (末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
- 3. 目的事項

報告事項

- 1. 第34期(平成30年1月1日から平成30年12月31日まで)事業報告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第34期 (平成30年1月1日から平成30年12月31日まで) 計算書類の内 容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 4名選任の件

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源の節約のため本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主ではない代理人及び同伴の方など、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけませんので、ご注意ください。
- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.lite-on.co.jp/)に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査等委員会が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- ◎本招集ご通知の添付書類ならびに株主総会参考書類の記載事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト(http://www.lite-on.co.jp/)に掲載いたしますのでご了承ください。
- ◎当日の受付開始は午前9時30分を予定しております。

(添付書類)

事業報告

(平成 30年1月1日 から 、平成 30年12月31日 まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度(平成30年1月1日から平成30年12月31日まで)におけるわが国の経済は、雇用・所得環境の改善が進む中で個人消費が回復の兆しを見せており、企業収益の回復もあって、緩やかな回復基調が続いております。しかしながら、海外においては米中の貿易摩擦による世界景気の減速がわが国の景気にも影響を与えつつあり、先行きが不透明な状況となっています。

当連結会計年度の売上高は、136億92百万円 (前年同期比△82百万円 0.6%減)、売上総利益は15億27百万円 (前年同期比△40百万円 2.6%減)となりました。

営業利益、経常利益につきましても、それぞれ2億7百万円(前年同期比△22百万円 9.6%減)、2億26百万円(前年同期比△18百万円 7.6%減)となり、親会社株主に帰属する当期純損失は、減損損失(1億80百万円)を計上した結果、10百万円となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中における設備投資につきましては、特に記載すべき事項はありません。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中における必要資金は、自己資金及び金融機関からの短期借入金でまかなっております。

(2) 財産及び損益の状況

(単位:千円)

	区	分		第 31 期 (平成27年12月期)	第 32 期 (平成28年12月期)	第 33 期 (平成29年12月期)	第 34 期 (平成30年12月期) (当連結会計年度)
売	上	-	ョ	17,960,575	13,469,936	13,775,440	13,692,901
経	常	利	益	214,875	115,968	245,284	226,672
親会社株主に	帰属する当期純利益又は親	会社株主に帰属する	5当期純損失 (Δ)	139,924	75,705	109,571	△10,169
1株当たり	J当期純利益又は1	株当たり当期	純損失 (△)	11円24銭	6円08銭	8円80銭	△0円82銭
総	資	ť	産	7,319,832	6,603,611	6,889,816	6,058,591
純	資	ť	産	2,711,744	2,653,261	2,744,596	2,659,118

(注)「1株当たり当期純利益」は期中平均発行済株式数により算出しております。

(3) 対処すべき課題

当社グループは、日系企業を主要顧客とし、ライトングループ製品の取り扱いを販売活動の主軸として、より一層のシェアアップと成長を目指し、以下の3点を経営の課題として掲げ、目標実現に努めてまいります。

1) 経営資源の配置について

日本国内のみならずグローバル市場の急激な変化、とりわけ昨今の米中貿易摩擦の影響による経営環境の急速な変化や、今後、再編が進んでいるエレクトロニクス業界の多様なニーズに、的確かつタイムリーに対処するため、人材、商品、資金、情報等、当社経営資源の最適な配置を常に追求してまいります。

2) 企業活動体制について

当社グループの持続的な成長と、経営の安定化を目指し、マルチカスタマー/マルチプロジェクト体制 を強化いたします。

・マルチカスタマー : 複数のキー顧客との取引拡充

・マルチプロジェクト: 複数のキープロジェクトの同時進行

同時に当社グループ各拠点間及びライトングループ各社との連携を強化いたします。

3) 事業(製品、市場、顧客)について

・ライトングループが強みを持つ光学コンポーネント、センサー、電源製品の販売シェアアップ

顧客拡充 : 家電分野、オフィス機器分野

取引深耕 : 産業機器分野、 I o T 分野、車載機器分野

- ・スキャナー中心としたイメージングモジュールのODM / EMS事業の拡充
- ・今後大きな成長が見込まれる I o T (Internet of Things) 市場のマーケティング強化
- ・品質管理体制の強化による、顧客満足度の維持及び向上

(4) 主要な事業内容(平成30年12月31日現在)

当社グループは、当社及び連結子会社5社で構成され、主に電子部品販売事業を行っております。

(5) 主要な営業所及び工場(平成30年12月31日現在)

会 社 名	名 称	所 在 地			
日本ライトン株式会社	本社	東京都千代田区			
	関西営業所	大阪府大阪市			
L&K INDUSTRIES PHILIPPINES, INC.	本社	CLARK FREEPORT ZONE, PAMPANGA, PHILIPPINES			
LITE-ON JAPAN (H.K.) LTD.	本社	KOWLOON, HONG KONG			
LITE-ON JAPAN (THAILAND) CO., LTD.	本社	BANGKOK, THAILAND			

(6) 使用人の状況 (平成30年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使	用	人	数	前連結会計年度末比増減
			301名	16名減

(注) 使用人数には執行役員及び理事3名は含まれておりません。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
66名	-名	44.6歳	12.9年

(注) 使用人数には連結子会社等への出向社員4名を含み、執行役員及び理事3名は含まれておりません。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社に対する 議決権比率	主要な事業内容
光寶科技股份有限公司 (ライトンテクノロジーコーポレーション)	23,508 百万 台湾ドル	49.49%	電子部品の製造及び販売

② 親会社との間の取引に関する事項

当該取引をするに当たっては、一般的な取引条件と同様の適切な条件による取引を基本とし、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定することに留意しております。

当社は経営方針や事業計画を独自に作成し、上場会社として独立性を確保した経営及び事業活動を行っており、また上記のとおり留意していることから、当該取引は当社の利益を害さないものと判断しております。

③ 重要な子会社の状況

会 社 名	資	本	金	当社の議決権比率	主要な事業内容
L&K INDUSTRIES PHILIPPINES, INC.	100	0,000	千フィリピン ペソ	100.0%	半導体部品の加工・検査業務 及び電子部品の製造
LITE-ON JAPAN (H.K.) LTD.	Ę	5,000	千香港ドル	100.0%	電子部品販売事業
LITE-ON JAPAN (THAILAND) CO., LTD.	20	0,000	千タイバーツ	100.0%	電子部品販売事業

④ 事業年度末日における特定完全子会社の状況 該当事項はありません。

(8) 主要な借入先の状況(平成30年12月31日現在)

	借				入				先		借	入	額
株	式	会	社	Ξ	<u> </u>	‡	住	友	銀	行		88	.800千円
株	式	会	社	Ξ	菱	U	F	J	銀	行		55	500千円
株	式	会	È :	社	み	ਰ "		ほ	銀	行		50	,000千円

2. 株式に関する事項

(1) 株式の状況(平成30年12月31日現在)

① 発行可能株式総数

25,000,000株

② 発行済株式の総数

12,451,300株

③ 株主数

4,811名

④ 上位10名の株主の状況

株	主		名	持	株	数	持	株	比	率
光 寶 科 (ライトン	斗 技 股 ′テクノロジ−	份 有 限 −コーポレーシ	公 司ション)		6,16	1,700株			4	9.49%
敦 南 科 (ライトン ⁻	斗 技 股 セミコンダクタ	份 有 限 アーコーポレー	公 司 ション)		980	0,300				7.87
関 暉 賃 (シリテッ	₹	份 有 限 ーコーポレー:	公 司 ション)		980	0,300				7.87
遠	藤榮	之	進		114	4,700				0.92
岩井コ	ス モ 証	券 株 式	会 社		105	5,100				0.84
又	Ш	鉄	男		104	4,900				0.84
陳	碧		華		90	0,800				0.73
三菱UFJ	モルガン・ス	タンレー証券	朱式会社		84	4,900				0.68
佐	藤	史	隆		82	2,800				0.66
瀧		忠	矩		74	4,500				0.60

⁽注)上記の持株比率は自己株式(71株)を控除して算出しております。

(2) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況 該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況(平成30年12月31日現在)

会社におけ	る地位	氏	名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締	役社長	又川	鉄 男	社長執行役員 LITE-ON JAPAN (H.K.) LTD.取締役 L&K INDUSTRIES PHILIPPINES, INC.取締役 LITE-ON JAPAN (THAILAND) CO., LTD.取締役
取 締	役	李	友 裕	常務執行役員管理本部長 L&K INDUSTRIES PHILIPPINES, INC.取締役
取 締	役	陳	廣中	光寶科技股份有限公司(ライトンテクノロジーコーポレーション)Vice Chairman兼GCEO 関暉實業股份有限公司(シリテックテクノロジーコーポレーション)取締役 敦南科技股份有限公司(ライトンセミコンダクターコーポレーション)取締役
取締	役	荘	遠平	光寶科技股份有限公司(ライトンテクノロジーコー ポレーション)光電事業群総経理
取 締 (監 査 等	役 委 員)	加藤	雅朗	
取 締 (監 査 等	役 委 員)	坂 本	幸雄	ウィンコンサルタント株式会社代表取締役
取 締 (監 査 等	役 委 員)	横	伸二	株式会社マルエム商会取締役

- (注) 1. 取締役(監査等委員)加藤雅朗氏、坂本幸雄氏、横伸二氏は、社外取締役であります。
 - 2. 当社は取締役(監査等委員)加藤雅朗氏、坂本幸雄氏、横伸二氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
 - 3. 当社は、業務執行部門から独立した内部監査室を監査等委員会の補助使用人としており、また、監査等委員会は内部監査室その他内部統制所管部門との緊密な連携のもと内部統制システムを利用した監査を行う体制としているため、常勤の監査等委員を選定しておりません。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、非業務執行取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 取締役の報酬等の総額

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支 給 人 員	支 給 額
取締役(監査等委員を除く) (う ち 社 外 取 締 役)	4 名 (-)	45,020 千円 (-)
取締役(監査等委員) (う ち 社 外 取 締 役)	3 (3)	10,851 (10,851)
合 (う ち 社 外 役 員)	7 (3)	55,871 (10,851)

- (注) 1. 取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額は、平成29年3月30日開催の第32期定時株主総会において年額110百万円以内と決議いただいております。
 - 2. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、平成29年3月30日開催の第32期定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。
 - ② 社外役員が当社親会社または当社親会社の子会社から受けた役員報酬等の総額該当事項はありません。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
 - ・取締役(監査等委員) 坂本幸雄氏は、ウィンコンサルタント株式会社の代表取締役であります。当社と 兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・取締役(監査等委員)横伸二氏は、株式会社マルエム商会の取締役であります。当社と兼職先との間に は特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役 (監査等委員)	加藤 雅朗	当事業年度開催の取締役会7回の全てに、監査等委員会7回の全てに出席 し、これまでの実務経験を活かし、主に内部統制の観点から議案審議等に つき、必要な発言を行っております。
取 締 役 (監査等委員)	坂本 幸雄	当事業年度開催の取締役会7回の全てに、監査等委員会7回の全てに出席 し、経験豊かな経営者としての見地から議案審議等につき、必要な発言を 行っております。
取 締 役 (監査等委員)	横 伸二	当事業年度開催の取締役会7回の全てに、監査等委員会7回の全てに出席 し、主に出身分野である製造業の経験・見地から議案審議等につき、必要 な発言を行っております。

(注)上記の取締役会の開催回数のほか取締役会決議があったとみなす書面決議が2回ありました。

5. 会計監査人の状況

- (1) 名称 明治アーク監査法人
- (2) 報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額

26,010千円

当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

26,010千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商 品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないことから、 上記金額はこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務の遂行に関する事項及び報酬 見積もりの算出根拠等について必要な検証を行った結果、会計監査人の報酬等の額について妥 当であると判断し同意いたしました。
- (3) 重要な連結子会社の計算書類の監査に関する事項

当社の連結子会社である、L&K INDUSTRIES PHILIPPINES, INC.、LITE-ON JAPAN (H.K.) LTD. 及び LITE-ON JAPAN (THAILAND) CO., LTD. は、当社会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、 監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務の遂行に関する事項等を勘案し、会計監査人が職務を適正に遂行することが困難であると認められる場合等には、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、会社法及び会社法施行規則ならびに日本ライトングループの定める各種基本方針等に基づき、取締役会において「内部統制システムの基本方針」を以下のとおり決定しております。

当社は、本基本方針を当社の役員及び全ての職員の職務の執行が法令及び定款に適合し、業務が適正に行われることを確保するために必要な体制として、その適切な整備・運用及び改善に努めてまいります。

1. 内部統制システムの基本的方針

- 1. 1. 当社の取締役、執行役員及び使用人ならびに当社子会社の取締役及び使用人(以下、「取締役等」という。)の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社グループは、「日本ライトングループの企業理念」に基づきコンプライアンスに立脚した健全な企業活動を推進する。
 - ① 当社は、「日本ライトングループの企業行動指針」を定め、これに基づく「日本ライトングループのコンプライアンス行動基準」に則り、取締役及び執行役員は率先垂範してコンプライアンスの意識向上に努めるとともに、定期的に教育・研修活動を行い、当社グループ全体のコンプライアンス体制の構築・推進を行う。
 - ② 当社は、執行役員制度を採用し監督と業務執行を分離することにより、取締役会の監督機能を強化する。
 - ③ 当社グループの取締役等は、コンプライアンス上の問題を発見した場合は、速やかにリスク管理委員会に報告するものとする。また、当社グループの内部通報制度として、コンプライアンス上の問題についての相談・通報窓口を設置する。
 - ④ リスク管理委員会は、問題案件の内容を調査し、必要に応じて関連部署と協議し、是正措置を取り、再発防止を策定し、当社グループ全体にこれを実施させる。
 - ⑤ リスク管理委員会は、問題案件について適宜執行役員会に報告する。
 - (2) 当社は、社外取締役のうち独立役員を確保することにより、経営陣と一般株主との間に利益相反が生じることのないよう一般株主保護に努める。
 - (3) 当社は、内部監査室を設置し、当社グループのコンプライアンスの状況・業務の適正性等に関する内部監査を実施する。内部監査室はその結果を、適宜、監査等委員会及び代表取締役社長に報告する。

1. 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 当社は、当社グループ内における株主総会議事録、取締役会議事録、執行役員会議事録、稟議書、重要な意思決定に関する文書等(電磁的記録を含む。以下同じ)その他取締役の職務の執行に係る重要な情報を法令及び社内規程に基づき適正に記録し、保存・管理する。
- (2) 情報の保存・管理については、情報セキュリティ及び文書管理に関する必要な規程を定め、適正に対応する。

1. 3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、当社グループ内のリスク管理を徹底するために「リスク管理規程」を定め、社長直轄のリスク管理委員会を設置する。リスク管理委員会は、リスク管理体制の整備状況やリスク管理の推進・評価及び検証ならびに個別リスクへの対応等を定期的に行い、その状況を遅滞なく執行役員会に報告する。
- (2) 当社は、当社グループの経営に重大な影響を与えるリスクについては、遅滞なく取締役会に報告する。

1. 4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、取締役会の下に執行役員会を設置し、業務執行の意思決定の迅速化と責任体制の明確化を図る。
- (2) 当社は、定例及び臨時に開催する取締役会において、当社グループの経営に係る重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行の状況を監督する。
- (3) 当社は、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」により各職位の権限及び責任ならびにその指揮命令系統を定め、取締役の職務の執行が適正かつ効率的に行われることを確保する。
- (4) 当社の子会社は、それぞれ「子会社職務権限規程」を定め意思決定プロセスを明確にするとともに、当社の各部門が「関係会社管理規程」に基づき子会社の業務の執行を支援する。

1. 5. その他企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、当社の子会社に対しても「日本ライトングループの企業行動指針」及び「日本ライトングループのコンプライアンス行動基準」を適用し、その理念の共有を図る。
- (2) 当社は、当社の子会社における業務の適正を確保するために、「関係会社管理規程」を定め、子会社の自主性を尊重しつつその経営管理を行う。
- (3) 当社は、「関係会社管理規程」に基づき、当社の子会社に対し重要な業務の執行について当社の事前協議及び承認を義務付けるとともに、一定の事項について定期的及び随時に当社への報告を求める。
- (4) 前項の報告事項には当社の子会社における損失の危険に関する事項を含み、リスク管理委員会においてその状況を確認するとともに、適時適切に指導・管理を行う。
- (5) 当社の子会社の経営に係る一定の重要な事項については、当社の取締役会または執行役員会の承認を義務付ける。

1. 6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項ならびに監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査等委員会の職務は、内部監査室においてこれを補助する。内部監査室長の異動、評価等については、事前に監査等委員会と協議し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性を確保する。
- (2) 内部監査室の使用人は、監査等委員会の職務を補助するに際しては、監査等委員会の指揮命令に従う。

1. 7. 当社グループの取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する事項

- (1) 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)、執行役員及び使用人ならびに当社子会社の取締役及び使用人は、監査等委員会が事業の報告を求めた場合または業務及び財産の調査を行う場合は、迅速かつ的確に対応する。
- (2) 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)、執行役員及び使用人ならびに当社子会社の取締役及び使用人は、法令等の違反行為、重大なリスク等当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実が発見された場合は、直ちに監査等委員会に対して報告を行う。
- (3) 内部監査室は、必要に応じて監査等委員会に対し、当社グループにおける内部監査の結果、問題案件の状況その他の活動状況の報告を行う。
- (4) 監査等委員会へ報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

1. 8. 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用に関する事項

監査等委員が、その職務の執行について生ずる費用の前払等の請求をしたときは、当該費用または債務が 監査等委員会の職務の執行に必要でない場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

1. 9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員会は、定期的に代表取締役社長と会合を行い、経営方針、対処すべき課題、重大なリスク、監査上の重要な課題等について意見交換を行う。
- (2) 監査等委員会は、定期的に会計監査人と会合を行い、監査の状況、監査上の重要な課題等について意見交換を行う。

1. 10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 当社は、当社グループにおける財務報告の信頼性を確保するために、統制環境を整備・構築し、財務報告の信頼性に影響を与えるリスクの把握・評価に基づき適切な統制活動を整備・運用し、財務報告に係る内部統制が有効かつ効率的に機能している状況を定期的・継続的にモニタリングする。
- (2) 前項の目的のために財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価に関する計画を策定し、これに従い実行する。

1. 11. 反社会的勢力への対応

当社は、「反社会的勢力排除に関する基本方針」を制定し、いかなる場合も反社会的勢力との一切の関係を遮断し、これを排除する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

- コンプライアンス及び内部統制について、当社グループの全役職員対象の定例研修会を1回開催しました。
- ・ コンプライアンスの意識向上については、コンプライアンス評価シートにより従業員に対し2回実施しました。
- ・ 取締役会は7回開催し、取締役会規程に則った決議及び報告が行われることにより、経営の重要な意思決定を適切に行うと共に取締役の職務の執行の監督機能を果たしています。また、その議事録及び資料は文書管理規程及び関連規程に基づき、適切に保存及び管理しています。
- ・ リスク管理委員会は毎月1回開催し、当社グループのリスクの報告及び検証を行い適切なリスク対応について確認しています。また、議事内容については、毎月執行役員会に報告しています。
- ・ 執行役員会は毎月1回開催し、取締役の職務の執行の効率化と共に、執行役員等の職務の適正・効率化を 図っています。
- ・ 内部統制システム及び財務報告に係る内部統制システムの推進会議を2回開催しました。
- ・ 内部監査室は、内部監査において実施した当社グループの内部監査結果を代表取締役社長及び監査等委員 に報告しました。
- ・ 監査等委員は、随時内部監査室から内部監査結果等について報告を受け情報共有を行っています。また、 監査等委員は執行役員会、リスク管理委員会、内部統制推進会議等の重要な会議に出席し、役職員からの 報告を確認する他、随時必要に応じ報告を受けています。
- ・ 監査等委員は、代表取締役社長と定期的な会合を1回行い意見交換したほか、会計監査人と定期的な会合 を7回行い連携を図っています。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、経営基盤の強化と事業拡大のための内部留保を確保しつつ、安定的かつ継続的配当を行うことを基本方針としております。

なお、当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めております。

注)本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表 (平成30年12月31日現在)

	(単位:千円)		
資 産	の部	負 債	の部
流 動 資 産	5,700,773	流動負債	3,151,973
現 金 及 び 預 金	1,712,352	買掛金	2,652,515
受取手形及び売掛金	2,288,349	短期借入金	194,300
商品及び製品	1,515,913	未払法人税等	19,885
仕 掛 品	69,630	繰 延 税 金 負 債	801
原材料及び貯蔵品	14,832	そ の 他	284,471
繰延税金資産	20,935	固 定 負 債	247,498
その他	80,809	繰 延 税 金 負 債	22,658
貸倒引当金	△2,050	退職給付に係る負債	163,126
固定資産	357,817	役員退職慰労引当金	38,931
有 形 固 定 資 産	145,987	資 産 除 去 債 務	17,183
建物及び構築物	116,977	そ の 他	5,598
機械装置及び運搬具	5,201	負 債 合 計	3,399,472
工具、器具及び備品	10,250	純 資 産	の部
土地	13,557	株主資本	2,681,215
無形固定資産	15,464	資 本 金 資 本 剰 余 金	650,000 65,801
投資その他の資産	196,365	利益剰余金	1,965,429
 投資有価証券	11,482	自 己 株 式	△15
 繰延税金資産	4,192	その他の包括利益累計額	△22,096
 長期営業債権	378,336	その他有価証券評価差額金	6,436
そ の 他	106,767	為 替 換 算 調 整 勘 定 退職給付に係る調整累計額	△7,858 △20,673
 貸倒引当金	△304,412	純資産合計	2,659,118
資 産 合 計	6,058,591	負債・純資産合計	6,058,591

連結損益計算書 (平成 30年1月1日から 平成 30年12月31日まで)

(単位:千円)

		科				金	額
売		上		高			13,692,901
売	上	. <u>"</u>	亰	価			12,165,240
	売	上	総	利	益		1,527,660
販	売 費 及	び一角	投管现	里費			1,320,472
	営	業		利	益		207,188
営	業	外	収	益			
	受	取		利	息	9,559	
	受	取	配	当	金	1,102	
	受	取	賃	貸	料	1,766	
	補	助	金	収	入	7,961	
	為	替		差	益	2,055	
	そ		\mathcal{O}		他	3,285	25,730
営	業	外	費	用			
	支	払		利	息	5,290	
	そ		\mathcal{O}		他	956	6,246
	経	常		利	益		226,672
特	別		則	益			
l	固元		産	売 却	益	1,434	1,434
特	_ 別		員	失			
	固定		産	除却	損	76	
	減	損		損	失	180,788	180,864
1	兑金等	—	—		_		47,241
1	去人税			及び事業		49,284	
	去人	税	等	調整	額	8,126	57,411
		期	純	損	_ 失		10,169
業	規会社核	₹主に児	帰属す	る当期純技	員失_		10,169

連結株主資本等変動計算書

(平成 30年1月1日 から) (平成 30年12月31日 まで)

(単位:千円)

		株主資本							
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計				
平成30年1月1日 残高	650,000	65,801	2,006,726	△15	2,722,512				
連結会計年度中の変動額									
剰余金の配当			△31,128		△31,128				
親会社株主に帰属する当期純損失			△10,169		△10,169				
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					_				
連結会計年度中の変動額合計	_	_	△41,297	_	△41,297				
平成30年12月31日 残高	650,000	65,801	1,965,429	△15	2,681,215				

		その他の包括利益累計額							
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	純資産合計				
平成30年1月1日 残高	10,937	39,030	△27,883	22,084	2,744,596				
連結会計年度中の変動額									
剰余金の配当				_	△31,128				
親会社株主に帰属する当期純損失				_	△10,169				
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△4,501	△46,889	7,209	△44,180	△44,180				
連結会計年度中の変動額合計	△4,501	△46,889	7,209	△44,180	△85,478				
平成30年12月31日 残高	6,436	△7,858	△20,673	△22,096	2,659,118				

貸借対照表

	(平成30年12	1月31日現在)	(単位:千円)
資 産	の部	負 債	の部
流 動金取掛蔵費金 が手 が手 が手 が手 が手 が手 が手 が手 が手 が手	2,379,735 705,560 43,200 866,178 691,176 250 15,139 18,264 39,966 604,793 35,484	(責) (表) (表) (表) (表) (表) (表) (表) (表) (表) (表	1,462,873 1,022,567 194,300 61,083 41,734 8,795 83,916 49,994 481 182,518 2,057 122,863 38,931
建 物 物 機 械 及 び 装 置	16,287 0	資 産 除 去 債 務 そ の 他	15,915 2,750
	•	負 債 合 計	1,645,391
工具、器具及び備品 土 地	5,639	純 資 産	の部
無 形 	13,557 8,973 5,541 3,432 560,334 11,482 397,871 378,336 6,511 70,545	株 主 資本 本 金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金	1,332,700 650,000 65,801 3,735 62,066 616,914 18,676 598,237 598,237 △15 6,436 6,436
貸 倒 引 当 金 資 産 合 計	△304,412 2,984,528	純 資 産 合 計 負債・純資産合計	1,339,137 2,984,528
只 圧 다 하	2,304,320	只 误 ` 代 员 圧 口 引	2,304,320

<u>損 益 計 算 書</u> (平成 30年1月1日 から (平成 30年12月31日 まで)

(単位:千円)

						(112 113)
科				金	額	
売 _	Ė	高				5,207,837
売 上	原	価				4,185,277
売 上	総	利 益	益			1,022,559
販売費及び	一般管理	浬 費				911,614
営	業	利 益	益			110,945
営 業 ダ	1 収	益				
受	取	利息	急	575		
受 取	配	当金	金	42,408		
受 取	手	数	斗	22,106		
そ	\mathcal{O}	化	也	3,567		68,657
営 業 ダ	費	用				
支	払	利息	息	5,176		
為	替	差	員	172		
そ	\mathcal{O}	ft	也	956		6,304
経	常	利 益	益			173,298
税引前	当 期	純 利 🕹	益			173,298
法人税、	住民税	及び事業税	兑	14,342		
法人	锐 等	調整額	頂	330		14,673
当 期	純	利 益	益			158,624

株主資本等変動計算書

(平成 30年1月1日 から 平成 30年12月31日 まで)

(単位:千円)

			株	主 資	本		
		資	本 剰 余	金	利	益剰余	金
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計
		貝平华脯並	ての心具や利木並	貝平利亦並口司	70年第五	繰越利益剰余金	7) 無利木並口引
平成30年1月1日 残高	650,000	3,735	62,066	65,801	15,564	473,854	489,418
事業年度中の変動額							
利益準備金の積立				_	3,112	△3,112	_
剰余金の配当				_		△31,128	△31,128
当期純利益				_		158,624	158,624
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)				_			_
事業年度中の変動額合計	_	_	_	_	3,112	124,383	127,496
平成30年12月31日 残高	650,000	3,735	62,066	65,801	18,676	598,237	616,914

	株主	資 本	評価・換	算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成30年1月1日 残高	△15	1,205,204	10,937	10,937	1,216,141
事業年度中の変動額					
利益準備金の積立		_		_	_
剰余金の配当		△31,128		_	△31,128
当期純利益		158,624		_	158,624
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額 (純額)		_	△4,501	△4,501	△4,501
事業年度中の変動額合計	_	127,496	△4,501	△4,501	122,995
平成30年12月31日 残高	△15	1,332,700	6,436	6,436	1,339,137

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成31年2月27日

日本ライトン株式会社 取締役会 御中

明治アーク監査法人

指 定 社 員 公認会計士 森 岡 宏 之 印 業務執行社員

指定社員 公認会計士 橋本純子 印業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本ライトン株式会社の平成30年1月1日から平成30年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作 成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本ライトン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

日本ライトン株式会社 取締役会 御中

平成31年2月27日

明治アーク監査法人

指 定 社 員 公認会計士 森 岡 宏 之 印 業務執行社員

指定社員 公認会計士 橋本純子 印業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本ライトン株式会社の平成30年1月1日から平成30年12月31日までの第34期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成30年1月1日から平成30年12月31日までの第34期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針及び監査計画に従い、会社の内部監査室その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所の業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号口の判断及びその理由については、取締役会における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - ④ 事業報告に記載されている親会社との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人明治アーク監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人明治アーク監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成31年3月5日

日本ライトン株式会社 監査等委員会

監査等委員 加藤雅朗 印

監査等委員 坂本幸雄 印

監査等委員 横 伸 二 印

(注) 監査等委員加藤雅朗、坂本幸雄及び横伸二は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社 外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、経営基盤の強化と事業拡大のための内部留保を確保しつつ、安定的かつ継続的配当を行うことを基本方針としております。

第34期の期末配当につきましては、当事業年度の業績、今後の事業展開ならびに内部留保の状況等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき金2円50銭といたしたいと存じます。 なお、この場合の配当総額は31,128,072円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 平成31年3月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社は、経営における監督と執行について、取締役会の監督機能を一層明確化するとともに、執行役員の業務執行機能をより明確化することを目的として、現行定款を以下のとおり変更いたしたいと存じます。

- (1)現行定款第21条について、取締役会長を除いて役付取締役を廃止いたします。
- (2)現行定款第30条について、執行役員の選任方法および役割等を明確にし、業務執行の最高責任者である社長を執行役員の役位として、執行役員の中から社長を選定できるようにいたします。
- (3)上記の定款変更に伴い、株主総会の招集権者および議長に関する現行定款第13条を変更いたします。

2. 変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

	(1.494-2-42-4-4-4-4-4-4-4-4-4-4-4-4-4-4-4-4
現 行 定 款	変 更 案
(招集権者および議長)	(招集権者および議長)
第13条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を	第13条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を
除き取締役会長または取締役社長がこれを招集	除き <u>代表取締役</u> がこれを招集し、議長となる。
し、議長となる。	
② 取締役会長および取締役社長に事故があると	② 代表取締役に事故があるときは、取締役会に
きは、取締役会においてあらかじめ定めた順序	おいてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締
に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長	役が株主総会を招集し、議長となる。
となる。	
(代表取締役および <u>役付</u> 取締役)	(代表取締役および取締役 <u>会長</u>)
第21条 取締役会は、その決議によって取締役(監	第21条 (現行どおり)
査等委員である取締役を除く。)の中から代表	
取締役を選定する。	
② 取締役会は、その決議によって、取締役(監	② 取締役会は、その決議によって、取締役(監
査等委員である取締役を除く。)の中から取締	査等委員である取締役を除く。)の中から会長
役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、	1 名を定めることができる。
専務取締役、常務取締役各若干名を定めること	
ができる。	

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変 更 案
(執行役員)	(執行役員)
第30条 取締役会は、その決議により執行役員を選	第30条 取締役会は、その決議によって、執行役員
<u>任する。</u>	を定め、業務を執行させることができる。
	② 取締役会は、その決議によって、執行役員
(新設)	の中から社長1名およびその他の役付執行役員
	<u>を定めることができる。</u>
② 執行役員に関する事項は、取締役会の定める	③ 執行役員に関する事項は、取締役会の定め
執行役員規程による。	る執行役員規程による。

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 4名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。) 4名全員は本定時株主総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役(監査等委員である取締役を除く。) 4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会において検討がなされましたが、指摘すべき事項 はございませんでした。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、重要	地 位、 担 当 及 び 当 社 の
1	型 が 鉄 男 (昭和31年1月31日) (取締役候補者とした理経営者としての手腕ととして選任をお願いする	実績、今後の持続	(現任)

候補者番 号	氏 名(生年月日)	略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
2	李 友 裕 (昭和33年11月27日)		一株
3	頼 廣 中 (Warren Chen) (昭和24年12月17日)	して、当社管理部門において豊富な経験と見識を有することして選任をお願いするものであります。 平成 4 年 6 月 台湾光寶電子股份有限公司総経理 平成 5 年 2 月 当社監査役 平成 18年 5 月 LITE-ON Group Deputy CEO 平成 18年 6 月 閎暉實業股份有限公司取締役(現任) 平成 22年 9 月 LITE-ON Group CEO 平成 22年 11月 敦南科技股份有限公司取締役(現任) 平成 23年 3 月 当社取締役(現任) 平成 24年 2 月 光寶科技股份有限公司CEO 平成 25年 6 月 EPISTAR Corporation社外取締役 平成 25年 6 月 光寶科技股份有限公司GCEO(現任) 平成 26年 6 月 同社Vice Chairman (現任)	50,000株
	(取締役候補者とした理当社の親会社である光 を通じて培われた幅広い お願いするものでありま	寶科技股份有限公司を筆頭とするライトングループでの経験 経験と見識を有することから、引き続き取締役として選任を	

候補者番号		名 日)	略重	歴、要	地 な	位、 兼	担職	当の	及 状	び 況	所当株	有 社 式	る の 数
4	在 茶 (Rex Chuang (昭和29年3月1 (取締役候補者と 当社の親会社で 見識を有すること	平 g) 平 8日) 平 平 平 した理由) ある光寶科	成 20年 成 22年 年 成 24年 年 年 682 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	4月 11月 13月 有限公	業務資産を対しています。	資深副約 完電事 完電事 完電事 ででである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でい。 でいる。 でい。 でいる。 でい。 でい。 でい。 でい。 でいる。 でいる。 でい。 でい。 でいる。 でいる。 でいる。 でい。 でい。 でいる。 でい。 でいる。 でい。	総経理 着群Visi 事業群総 着群総絡 (現任) 通じて	ible S 終程理 E理(i	BU 終現任)	<u></u>	_		一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 当社は、陳廣中氏及び荘遠平氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としております。両氏の再任が承認された場合、上記責任限定契約を継続する予定であります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名全員は本定時株主総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、重要	地 位、 担 当 及 び 所当 な 兼 職 の 状 況 株	有 す る 社 の 式 数
1		平成 15年 1 月 平成 25年 9 月 平成 27年 8 月 平成 29年 3 月 役候補者とした理 われた経営者とし	日本テキサス・インスツルメンツ株式会 社取締役副社長 株式会社神戸製鋼所電子・情報事業部半 導体本部長 日本ファウンドリー株式会社代表取締役 社長 当社取締役 エルピーダメモリ株式会社代表取締役社 長 同社代表取締役社長兼CEO ウィンコンサルタント株式会社代表取締役 役(現任) サイノキングテクノロジージャパン株式 会社代表取締役社長 当社取締役(監査等委員)(現任) 生) での豊富な経験と見識を有することから、 で選任をお願いするものであります。	22,000株

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、重要	地 位、 担 当 及 びな 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
横		昭和59年6月 TDK Corporation of America副社長 平成元年9月 TDK Electronics Europe GmbH社長 平成10年6月 TDK株式会社取締役 同社取締役常務執行役員 同社電子部品営業グループゼネラルマネージャー 平成21年6月 同社常勤顧問 平成22年3月 当社取締役 平成24年3月 スミダコーポレーション株式会社取締役 平成29年3月 株式会社マルエム商会取締役(現任)		一株
	(監査等委員である取締会社経営に関する豊富を 会社経営に関する豊富を である社外取締役として			
3	陳 碧 華 (昭和34年3月23日)	平成 15年 1月 平成 18年 1月 平成 19年 1月 平成 20年 1月	L&K INDUSTRIES PHILIPPINES, INC. 取締役 当社営業本部電子部品G1グループリー ダ 当社海外事業本部上海現地法人ゼネラル マネージャー 当社リスク管理室長 当社内部監査室長(現任)	90,800株
	(監査等委員である取締 内部監査室長として内 監査等委員である取締役			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 坂本幸雄氏及び横伸二氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
 - 3. 当社は、坂本幸雄氏及び横伸二氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ており、両氏の再任が承認された場合、独立役員としての届け出を継続する予定であります。
 - 4. 坂本幸雄氏の当社社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって19年(うち監査等委員である社外取締役として2年)となり、横伸二氏の当社社外取締役として0年任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって9年(うち監査等委員である社外取締役として2年)となります。
 - 5. 当社は、坂本幸雄氏及び横伸二氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としております。両氏の再任が承認された場合、上記責任限定契約を継続する予定であります。
 - 6. 当社は、陳碧華氏の選任が承認された場合、同氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約における損害賠償責任の限度額は法令が規定する額といたします。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め、補欠の監査 等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の 株 式 数
加藤雅朗 (昭和23年11月16日)	平成15年 4 月 スミセイ損害保険株式会社常勤監査役 平成16年 6 月 同社取締役 平成18年 6 月 同社常務取締役 平成20年 1 月 同社取締役常務執行役員 平成21年 3 月 当社監査役 平成22年 3 月 当社常勤監査役 平成29年 3 月 当社取締役(監査等委員)(現任)	一株
(補欠の監査等委員である! 監査役及び監査等委員で 監査等委員である社外取締		

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 加藤雅朗氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
 - 3. 当社は、加藤雅朗氏の選任か承認された後、監査等委員である取締役に就任した場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出る予定であります。
 - 4. 加藤雅朗氏の当社の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって2年となります。
 - 5. 当社は、加藤雅朗氏の選任が承認された後、監査等委員である取締役に就任した場合、同氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約における損害賠償責任の限度額は法令が規定する額といたします。

以上

	$\langle \times$	Ŧ	欄〉		
_					
_					
_					
_					
_					
_					
_					
_					
_					
_					
_					
_					
_					
_					
_					
_					
_					

株主総会会場ご案内図

- 平成31年3月28日 (木曜日) 午前10時 (受付開始 午前9時30分)
- 東京都千代田区九段北四丁目2番25号 アルカディア市ヶ谷(私学会館) 6階 [霧島| の間 電話03-3261-9921 (代表)



交通の ご案内

JR中央線(各駅停車) 地下鉄新宿線

「市ヶ谷駅」より徒歩約2分 「市ヶ谷駅」A1又はA4出口より徒歩約2分 地下鉄有楽町線・南北線 「市ヶ谷駅 1 1 又はA 1 出口より徒歩約 2 分